

1. 条文解釈

第〇〇条 (試用期間の特例)

条 文	趣旨、関連法令等
会社は、社員以外の従業員を社員として採用した場合等で、過去の勤務成績等から社員として適格と認められる場合は、試用期間を設けず、又は短縮して社員として採用することがある。	他社からの出向社員や派遣社員を社員登用する場合は、試用期間を設ける方がよい。ただし、出向社員でも関連会社の社員であり身元の保証に問題がなければ、試用期間は設けなくても良い。

<考え方>

<ul style="list-style-type: none">・正社員以外の雇用形態で勤務実績があるので、職務遂行能力をはじめとした正社員としての適格性は問題がないはずである。ただし、出向社員や派遣社員は直接雇用したことがないため、直接雇用することで発覚する問題が生じる恐れがある。故に、試用期間を設けるべきである。・ただし、関連会社からの出向を経て転籍する場合は、転籍時に出向元より人事情報の提供を受けることが出来るので、試用期間を設けなくともリスクは低いと考えられる。
--

第〇〇条 (欠勤) 第2項

条 文	趣旨、関連法令等
2. 業務外の傷病による欠勤が5日以上に及ぶ場合は、医師の診断書等を提出しなければならない。	①会社の安全配慮義務履行のために、傷病の状態を確認する。 ②仮病による欠勤を牽制する。

<考え方>

<ul style="list-style-type: none">・「提出しなければならない」と従業員に対して義務を課しているため、診断書発行の費用は従業員の負担となる。(義務のある方が費用を負担するという考え方)・診断書等としているのは、診断書以外のものも証憑とすることを可能とするため。診断書の金銭的負担に対して一定の配慮を行う。・傷病の状態を確認する必要がある場合は「診断書」、確認する必要性が低い(就業に関して配慮する必要性が低い怪我や疾病)場合は「領収証の写し」で可とする。

<運用基準、説明事項等>

<ul style="list-style-type: none">・診断書が必要な傷病であっても、従業員の希望により診断書の写しの提出を認める。ただし、その場合は原本を提出したうえで、人事部門で写しをとり、その写しに「〇〇年〇〇月〇〇日に診断書の原本を確認したので、この写しをもって診断書の提出とすることを認める。」と人事責任者が裏書き押印すること。(原本は本人へ返却する。)・就業に関して配慮する必要のない疾病とは、伝染性が低い疾病、回復すれば通常の業務を行うことができるような疾病を指す。(胃腸炎、扁桃腺炎等)・インフルエンザ、ノロウイルスによる胃腸炎等伝染性の高い疾病については、〇〇条(就業の禁止)の定めにより対応する。・回復までに一定の時間を要し、その間に就業に関する配慮が必要な傷病に対しては、その配慮の内容についても診断書に記載が必要となる。
--

2. 書式の運用基準

書式名称	趣旨、根拠条文等
緊急連絡先申告書	1. 根拠条文：〇〇条（入社時提出書類） 2. 趣旨 急病、事故、行方不明等の状況になった場合に、家族と連絡を取るため。

<運用基準、説明事項等>

<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族、別居家族双方の連絡先を求めるのは、家族旅行中の事故や住居の火災等で家族全員が罹災することを想定しているため。 ・電話番号を原則として携帯電話としているのは、緊急性の高い連絡であるため。 ・家族や親族の連絡先の開示を拒む従業員が発生することを想定して、就業規則で提出義務を明確化している。 ・連絡先が変わる事があるので、年末調整時に緊急連絡先の再確認を周知し、連絡先を変更する者に対して扶養控除等申告書と同時に提出させること。（定期的な確認が必要） ・派遣社員に対しては、派遣会社が本書式の提出について難色を示す場合は、未提出で可とする。ただし、緊急連絡が必要な状態になった際の連絡先（夜間や早朝でも連絡可能な派遣会社の連絡先）を確認すること。

書式名称	趣旨、根拠条文等
傷病休職同意書	1. 根拠条文：〇〇条第1号（傷病休職） 2. 趣旨 ・休職者に対し、傷病休職の満了日、復職手続、その他注意事項を明確に伝える。 ・休職者が休職に関することを確認した事実を書面に残すことで、疑義が生じないようにする。

<運用基準>

<ul style="list-style-type: none"> ・本書式上部は「傷病休職命令書」、下部が「傷病休職に関する確認書」となっているので、2通作成して原紙は休職者に交付、控えは会社が保管する。 ・「傷病休職の手引き」も合わせて交付する。 ・休職者の所属上長に対しては、会社控えのコピーを交付する。（休職満了日確認のため） ・休職期間中の連絡先メールアドレスは、本書式交付時（傷病休職説明時）に必ず確認する。
